



Bizen Green Energy

Green, and More

省エネ補助金活用のポイント

備前グリーンエネルギー株式会社

〒705-0022 岡山県備前市東片上39-6

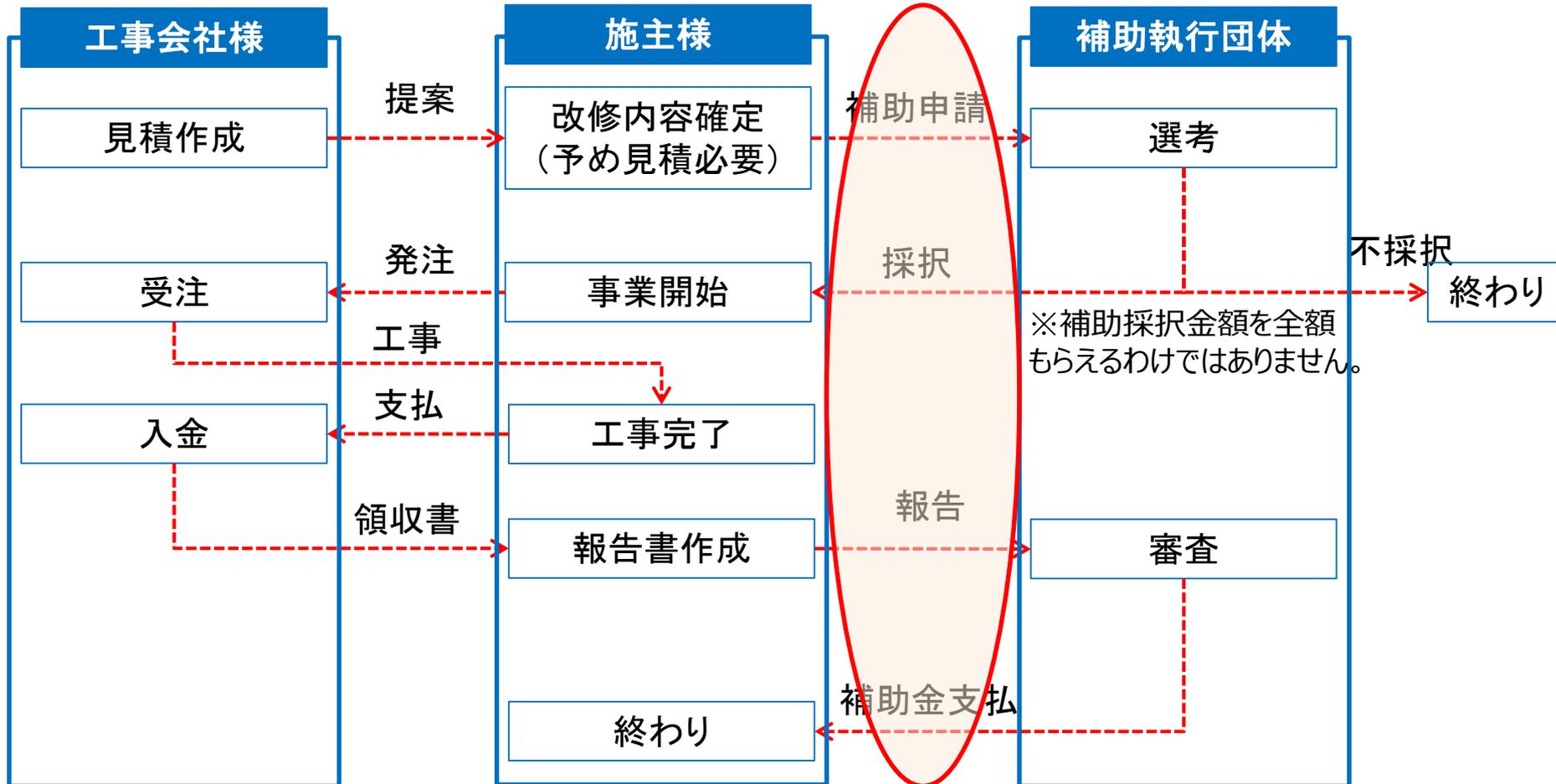
TEL:0869-63-3600 FAX:0869-63-6500

bge@bizen-greenenergy.co.jp

補助事業について

照明機器や空調機器導入費（設備費・工事費）に対して一定割合補助金を支払う事業です。
補助事業は様々ありますが、一般的には以下の流れになります。

コンサル会社に依頼という方法も



補助事業について

	施主様	工事会社様
メリット	<ul style="list-style-type: none">● 工事代金の1/3～1/2程度が軽減できる● 工事後ランニングコストが下がる	<ul style="list-style-type: none">● 補助事業を営業資料に盛り込むことで有利になることも
デメリット	<p>採択前</p> <ul style="list-style-type: none">● 高効率の高価な設備を導入する必要がある● <u>申請が大変（1人が約20日労働）</u>● <u>申請中のヒアリング対応が大変</u> <p>採択後</p> <ul style="list-style-type: none">● 台数、型番変更がほぼ不可● 補助採択金額が減額の可能性● <u>事業報告が大変（1人が約40日労働）</u>● 工事後、耐用年数までは勝手に移設・撤去不可● 会計監査院による検査があるかもしれない	<p>採択前</p> <ul style="list-style-type: none">● 申請段階で、配置図・見積を固める必要がある <p>採択後</p> <ul style="list-style-type: none">● 見積合せ（3社以上）が必要● 詳細な工事写真が必要 全台数の工事前、工事後写真が必要● 台数、型番変更がほぼ不可● 正確な竣工図が必要● 工事期間が10月～12月と制約あり

【備考】補助採択金額について

補助採択金額は減る可能性があります。

- 補助採択金額は、補助支給額の上限を定めているだけです。
- 見積合わせの結果や工事の内容によって減額されることが多いです。
- 弊社の経験では、5%～10%程度減額されています。
 - 一律ではありません。工事内容の変更で減額されることが多いです。

補助事業を進めるために

ステップ1

- 事業内容確認
- 財務状況確認
- 施主様の意向確認

1月末までに確認しておく

- **コンサルへの相談(採択の可能性をご助言します。)**
- 施主様へのご紹介(ご紹介いただくと第2ステップ以降がスムーズに進めやすいです。)

ステップ2

- **省エネ計算**
- 見積書の作成
- 事業内容の決定

3月末までに決定しておく

- 施主様とコンサルの契約

ステップ3

- **必要資料の収集**
- **補助事業申請書作成**

下線はコンサル活用で負担軽減が可能

ステップ1



事業内容の確認

- 補助事業のデメリットに見合った事業か？
 - 補助金のデメリットを考えると、工事費は1000万円以上でないと割に合わないと思います。
 - 弊社では、1500万円以上の工事費からコンサルを請け負っております。
- 省エネの費用対効果は高いか？
 - 省エネの補助事業なので、費用対効果（補助金あたりの省エネ量）が求められます。
 - エレベータの改修などは採択がされにくい事業になります。
- 改修工事か？
 - ほとんどの補助事業が改修（設備の入れ替え）に対する補助になります。
 - 部品交換や修理に対しての補助はありません。

一般的には、本当に行いたい設備改修（エアコンなど）と省エネの費用対効果が高い設備改修（照明、長時間稼働するポンプ等）を組み合わせて採択されやすいようにします。
※オフィスでは、全体の10%以上の省エネが必要と言われています。

基本的には、建物の全体の改修を考えることになります。例えば、10ユニットあるマルチエコンの1ユニットだけの改修は、**採択されにくい**工事になります。

ステップ1

財務状況の確認

- 三期中二期で黒字か？
 - 営業利益、純利益、純資産が黒字であることが求められます。
 - 近年は、補助事業によっては、緩和されていることがあるので、相談ください。
 - 純資産は、最低でも黒字である必要があります。

施主様の意向確認

- 改修工事を進める意思があるか？
 - 1000万円以上で建物全体の設備改修を行う事業を進める意思があることが必要です。

ステップ1は、なるべく早く終わらせる必要があります。最も遅くとも1月末までステップ1が終わった段階で、弊社にご連絡いただければ、補助事業のご助言が可能です。以下の内容を教えていただくことになります。

改修内容（設備とその割合）、工事費、施主様の事業内容、財務状況、意向

ステップ2



省エネ計算

- 省エネ計算を行って、採択可能性を把握します。
 - 省エネ計算の相談は、以下の資料が必要です。
 - 過去3年間のエネルギー使用量（電気、ガス、油）
 - 既存の主な設備の仕様表
 - 改修する設備の仕様と既存設備との対比表
 - 省エネ計算の結果、採択されやすいような内容をご提案します。

見積書・配置図作成

- 見積書と配置図を作成する必要があります。
 - 施主様の意向、補助の採択可能性を勘案しながら、改修内容を詰めることが必要となります。
 - 多くの補助事業で、省エネ効果を図るための計測器の導入が必須となるので、その見積もりも必要です。
 - 弊社は工事外車ではありませんので、見積書・配置図を作ることはできません。

事業内容の確定

- 事業内容を確定する必要があります。
 - 補助事業の採択後の設備の数や仕様の変更は難しくなりますので、事業内容を確定することが重要です。
 - 申請する補助事業を確定し、必要な準備を関係者(施主様、設計会社、工事会社等)に伝えます。

ステップ2は、最も遅くとも2月末までに確定する必要があります。

ステップ3



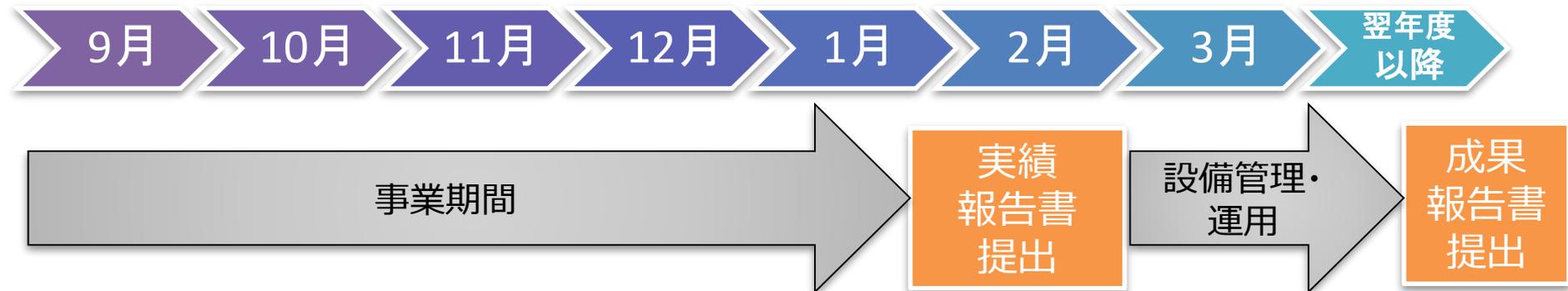
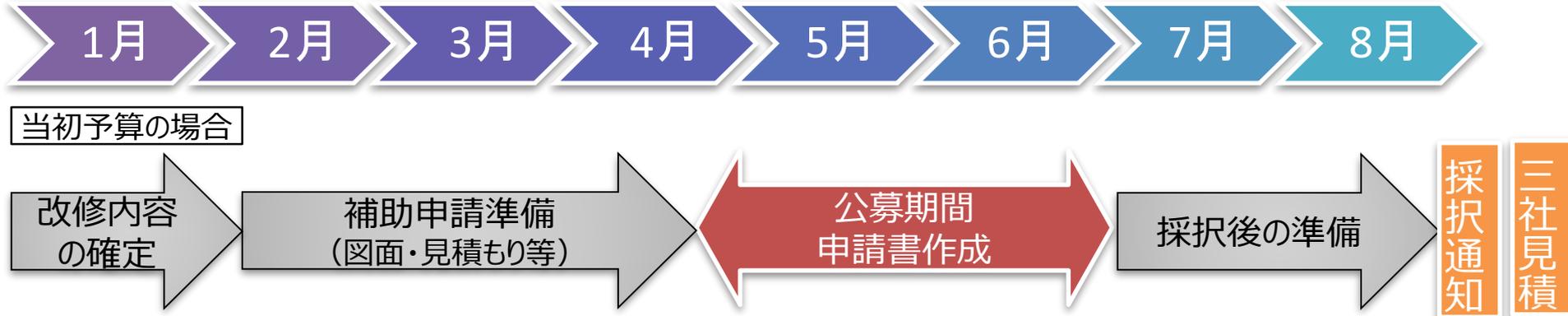
必要書類の収集

- 申請に必要な書類の収集を行います。
 - 施主様と協力して必要書類の収集にあたります。
 - 補助事業毎に書類が異なるので、申請する補助事業に合わせて書類の収集にあたります。
 - 必要に応じて、関係会社に書類の提出をお願いすることがあります。

補助事業申請書作成

- 補助事業申請書の作成を行います。
 - 補助事業の公募開始から申請書提出締め切りまで1ヶ月程度しかありません。
 - 書類作成に全力を注ぎますので、準備は周到に行っておく必要があります。

補助事業の年間スケジュール



※公募時期や事業期間、報告書類等は補助事業の種類によって異なります。
※国の予算成立が遅れた場合、公募時期が遅れる場合があります。
※予算が余った場合には二次公募、三次公募が行われる場合があります。

主な補助制度の紹介

エネルギー使用合理化等事業者支援事業

①区分Ⅰ 【経済産業省】

②区分Ⅱ 【経済産業省】

③先進対策の効率的実施 による業務CO2排出量大 幅削減事業(ASSET事業) 【環境省】

④既存建築物省エネ化 推進事業 【国土交通省】

申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー対策事業 省エネ率1%以上等 ● ピーク電力対策事業 ピーク対策効果率5%以上等 ● エネマネ事業 省エネ率2%以上、 ピーク対策効果率10%以上 ● 大企業は中長期計画に基づき 実施されること 	<ul style="list-style-type: none"> ● SIIの指定基準以 上の機器 ● 補助金上限 3千万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● CO2排出量が50t-CO2 以上の施設 ● 環境省指定機器を 1つ以上含む事 ● 地方公共団体は申請で きない ● 補助金上限1.5億円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物全体の15%以上の 省エネ ● 断熱改修が必須 ● 建物省エネ性能表示 (BELS) ● 補助金上限5千万円
補助率	1/3、大企業1/4(条件により1/3) エネマネとの組み合わせで 1/2 大企業1/3(条件により1/2)	1/3	1/3 (環境省指定機器1/2)	1/3
対象経費	設備費 工事費	設備費	設備費 工事費	設備費 工事費 撤去費
メリット	● 補助金上限額が大きい	<ul style="list-style-type: none"> ● 通りやすい ● 空調のみでも通 る可能性大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標が達成できなかつ た分はCO2排出権を購 入すればよい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 比較的通りやすい ● 撤去費が補助対象
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類量が多い(固定資産台帳 等まで審査対象) ● 省エネ目標達成義務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明は誘導灯・ 階段灯で補助対 象外 	<ul style="list-style-type: none"> ● その年によって申請数 が大きく増減する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模断熱改修が必要 ● BELS費用が必要 ● 壁掛エアコンが補助対 象外
計測装置	必要	不要	不要	不要
申請期間 参考2018年	5月下旬～6月下旬	5月下旬～6月下旬	4月下旬～5月下旬	4月下旬～6月上旬

主な補助制度の紹介

⑤業務用ビル等における省CO2促進事業【環境省】

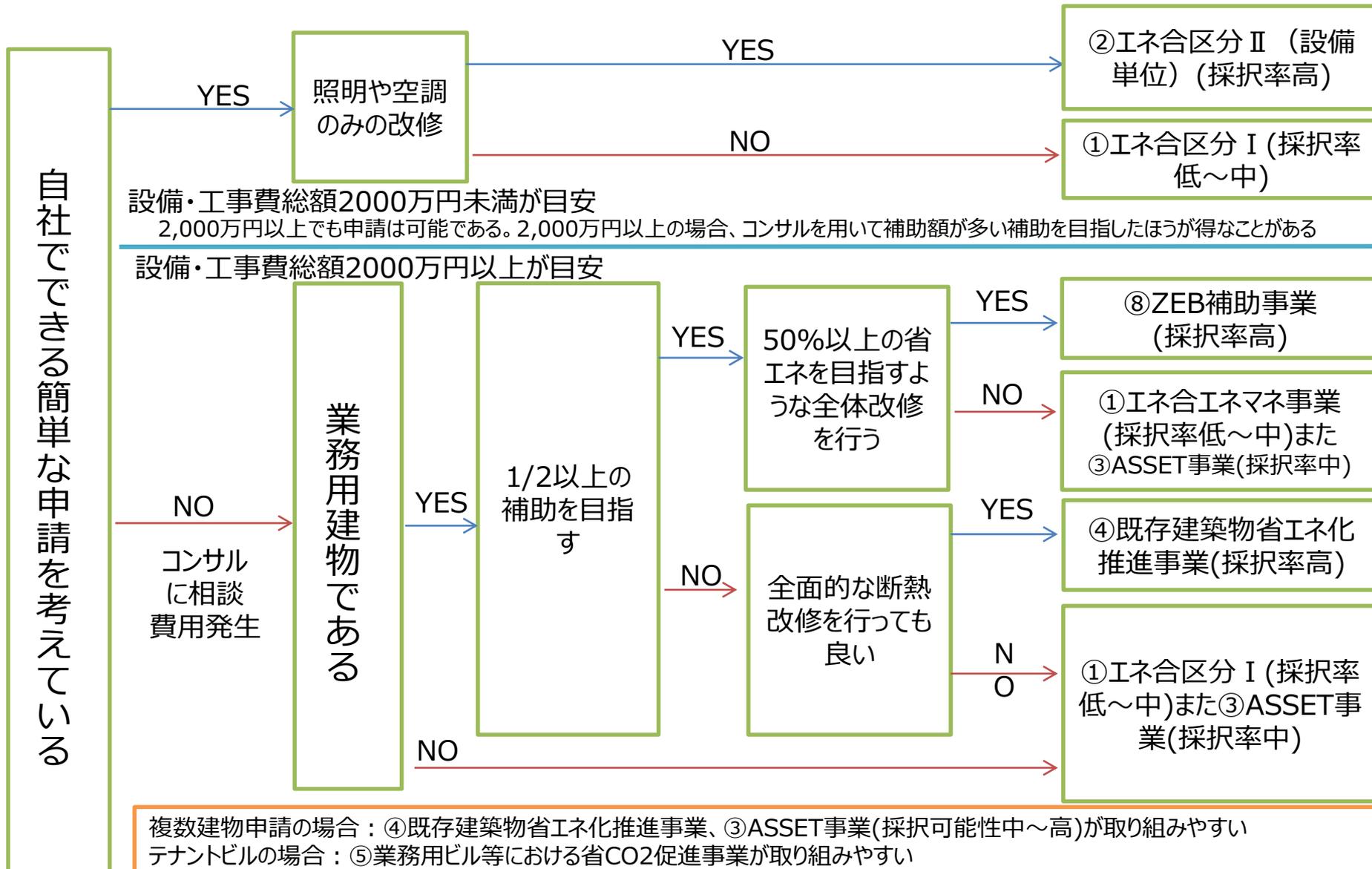
⑥既存建築物等の省CO2改修支援事業【環境省】

⑦設備の高効率化改修支援事業【環境省】

⑧ネット・ゼロ・エネルギービル(ZEB)実証事業【経済産業省・環境省】

申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 更新対象機器で15%以上の省エネ ● 設備所有者とテナント間でグリーンリース契約の締結 ● テナント部設備への補助だが、テナント面積がビル全体の15%以上で共用部設備も補助対象 ● 補助金上限5千万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 改修前に比べ30%以上のCO2削減に寄与する空調、照明、BEMS装置等の導入費用 ● 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー効率に寄与する部品・部材の交換、追加の改修を行う事業 ● 貯湯槽を再加熱するヒートポンプに利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築も可 ● 建物省エネ基準に対して50%以上の大幅省エネ ● 断熱強化や再エネ導入も行う必要性が大 ● BEMS導入必須 ● BELS必須 ● ZEBプランナー関与必須
補助率	テナント部は1/2 共用部はテナント面積割合30%未満で1/3 30%以上で1/2	1/2	1/2～2/3	NearlyZEB、ZEB 2/3 ZEB Ready 1/2等
対象経費	設備費 工事費	設備費 工事費	設備費 工事費	設計費 設備費 工事費
メリット	● 比較的通りやすい	● 補助率が高い	● 比較的通りやすい	● 比較的通りやすい ● 補助率が高い
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物テナント面積・共用部面積の把握 ● 区分所有は同意必須 	● 詳細不明	● 部品の交換であるので、照明や空調更新には使えない	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類量が多い ● 50%以上省エネにするため工事費が高くなる
計測装置	不要	必要？	不要	必要
申請期間 参考2018年	4月上旬～5月下旬		4月上旬～9月下旬	4月中旬～5月上旬

簡単なパターン分け



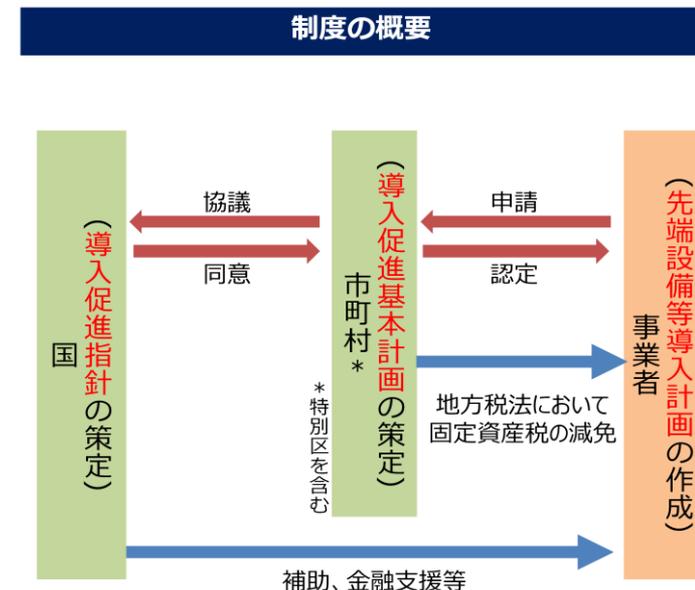
平成31年度に改修を行うメリット

平成31年度に省エネ改修を行うメリットは、以下の2点になります

1. 補助事業の拡充

省エネ補助の種類が増えており、適するものを選択することで採択可能性がUP

2. 中小企業の設備投資に対する固定資産税の減免が得られる 生産設備導入計画の作成が必要



弊社の支援内容



成功報酬制で補助事業申請を支援させていただいています

補助事業活用サービス (成功報酬型)	
① 省エネ提案	△ (一部無料アドバイス)
② 省エネ設計	—
③ 省エネ計算	◎ (補助申請用の省エネ計算)
④ 補助事業申請	○
⑤ 入札・工事管理	—
⑥ 助成機関への補助事業報告	○
⑦ 助成機関の完了検査対応	○
⑧ 助成機関への定期報告対応	○
コンサルティングフィー	
コンサルティングフィー料率(税抜)	補助金支給額×20%
成功報酬	○
最低価格	150万円

コンサルフィーの計算例

- 工事費 3,500万円
- 補助対象費 3,000万円
- 補助金1/3 1,000万円
- コンサルフィー計算式 $1,000万円 \times 20\% = 200万円$ (税抜)

備考

- ※1 既存・新設図面、既存・新設機器の機器リスト、見積書、提出に必要な公的書類(建物登記簿等)等のご用意をお願いします。省エネ計算は、弊社で行いますが、特殊な設備に関しては、設備を提案した業者をお願いします。
- ※2 弊社コンサルティングフィーは補助対象外です。
- ※3 フランチャイズの場合は、全て取りまとめて最低金額に達成すれば、お引き受けさせていただきます。
- ※4 コンサルティングフィーが1000万円を超える場合は、料率を下げさせていただきます。
- ※5 成功報酬制のため、弊社で採択が難しいと判断した案件は、お引き受けをお断りすることがあります。
- ※6 遠方に関しては、交通費を実費頂くことがあります。
- ※7 成功報酬型ですので、補助採択決定をもって、支払いが発生します。
- ※8 採択時にフィーの50%をご請求させていただきます。残額は、補助金が支払われたのちにご請求させていただきます。

補助事業に関する問い合わせ先

補助事業の活用に関しましては、以下のスタッフまでご連絡ください。

備前グリーンエネルギー株式会社

担当：後藤（ごとう）、松浦（まつうら）、金光（かなみつ）

〒705-0022 岡山県備前市東片上39-6

TEL:0869-63-3600 FAX:0869-63-6500

bge@bizen-greenenergy.co.jp

著作権について/免責事項

著作権

- 本資料の著作権は、参照したものを除き、原則として備前グリーンエネルギー株式会社に帰属します。
- 本資料内容について、出所を明示することにより、引用・転載・複製することができます。ただし、無断転載を禁じる旨の注記があるものを除きます。
- 本資料の中には、第三者が著作権その他の権利を有している場合があります。特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で当該第三者からの利用の許諾を得てください。第三者が権利を有しているかどうかは、利用者の責任において確認してください。

免責事項

- 本資料に掲載しております情報について、正確性および完全性を保証するものではありません。本資料に掲載されているいかなる情報についても、必ずしも常に最新情報が反映されるものではありません。これらによって生じるいかなる損失に関し一切責任を負うものではありません。